

F . No. 3 3 7 0 7 0 C
滋地甲発第S0003号
平成30年1月1日
保 存 3 年
(33.12.31まで)

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋賀県警察本部長

雑踏事故の防止について（通達）

雑踏事故の防止に向けた取組みについては、これまで「雑踏事故の防止について」（平成26年1月1日付け滋地甲発第S0003号）により実施してきたところであるが、引き続き、本通達に基づき、行事等の規模及び内容等に対応した効果的な雑踏警備を実施し、雑踏事故の防止に万全を期されたい。

記

1 雑踏事故防止に関する基本的考え方及び留意事項

雑踏事故防止に関する基本的考え方及び留意事項については、別添「雑踏事故の防止に関する指針」のとおりとする。

2 雑踏事故防止に関する体制の確立

(1) 雑踏警備実施指導官の指定

生活安全部地域課地域指導官の職にある警察官を雑踏警備実施指導官に指定し次の任務を行わせるものとする。

ア 雑踏事故防止に関する平素の措置

(ア) 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

(イ) 前記分析を踏まえた警察署に対する指導

(ウ) 警備業主管課との連携

イ 雑踏警備実施に関する警察署への指導（実施計画の策定、部隊員の配置運用主催者への事前指導等に関する指導）

ウ 雑踏警備実施主任者及び雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

(2) 雑踏警備実施主任者の指定

警察署長は、警察署の地域課長の職にある警察官を雑踏警備実施主任者に指定し、次の任務を行わせるものとする。

ア 雑踏事故防止に関する平素の措置

(ア) 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

(イ) 行事が行われることが予想される施設の管理者等との連携（平素の指導、開催予定の行事等に関する指導等）

イ 実施計画の企画・立案

ウ 実地調査の実施

エ 自治体等関係機関等との連携

オ 主催者への自主警備等に関する事前指導

カ 雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

(3) 内部管理により省略

雑踏事故の防止に関する指針

第1 基本的考え方

一般的に、雑踏事故防止に係る行事等の主催者及び警察の責務はそれぞれ次のとおり。

- 1 主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであり、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場内だけでなく会場外においても、また、そこが公道であるか否かを問わず、必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。
- 2 警察は、警察法第2条に定められた責務を果たすため、主催者に対して必要な指導を行うとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、事前には実査等必要な準備の上、雑踏警備計画を作成し、当日には主催者等と連携して必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。

第2 事前の措置

1 主催者に対する事前指導

- (1) 主催者に対しては、次の事項について、その理解が得られるよう必要な指導に努めること。
 - ア 主催者は、会場等の安全許容人数を把握の上、う回路、避難場所及び立入り・停滞等の禁止区域の設定、警備員の配置、広報手段等について、雑踏事故を防止し得る警備計画を作成すること。
 - イ 主催者は、十分な警備員を配置して動線の安全を確立すること。特に、参集者が過密となった場合に、う回路の誘導體制及び分断規制による警備体制を確立できるよう十分な警備員を配置すること。
 - ウ 主催者は、当日の警備員の配置状況並びに誘導及び規制に必要な資機材の活用状況について、計画どおり実施されているかを確認すること。また、当日、天候の変化等の事情により計画を変更する場合には、雑踏事故を防止し得るものとし、その変更どおり実施されているかを確認すること。
 - エ 主催者は、当日、警備員を運用して、参集者の動向及び群集密度を的確に把握した上、拡声器、案内看板、ロープ等の資機材を活用して、無秩序な人の往来や滞留を防止すること。また、参集者が過密となった場合、警備員をして、参集者の分断、進入規制、う回等適切な措置を採り、参集者の圧力を緩和させて雑踏事故の発生を未然に防止すること。
- (2) 行事等の開催計画自体の早期把握に努め、主催者が適正な警備計画を作成するよう指導を行うこと。

- (3) 主催者が作成した警備計画については、事故防止の見地から十分な検討を加え、その計画に不備な点がある場合は、是正を指導し、警察の指導事項を確実に遵守させるように努めること。
- (4) 多数の人出が予想され、かつ火気器具等を使用する露店が多数出店する行事については、主催者及び地元消防等の関係機関と連携を密にし、事前に露店等に対して指導を行う等雑踏事故防止に努めること。

2 実地調査

- (1) 雑踏警備は、年ごとに条件や事情に変化が生じていることを前提として、その都度実地調査を行うこと。
- (2) 実地調査に当たっては、次の事項を中心に綿密に調査を行い、事件・事故等の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めること。
 - ア 現場及び付近の地形・地物、現場周辺の交通機関、交通量、道路の幅員及び照明度並びに気象の状況
 - イ 建物又は施設の構造及び周辺の状況、特に収容能力、非常口、退避路及び避難場所
 - ウ 警備本部の設置及び部隊の配置に適切な地点
- (3) 実地調査は、主催者と合同で行うように努め、主催者の安全措置及び警備措置を点検し、主催者に対して不備な点を是正するよう指導すること。

3 関係機関との協力

主催者と連携の上、消防機関、輸送機関その他の関係機関との協力体制を確保すること。

4 実施計画の作成

- (1) 行事等の内容、性格、規模等を勘案して、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、あらかじめ実施計画を策定すること。
- (2) 実施計画は、実地調査の結果等を踏まえ、部隊の配置、指揮命令系統、主催者等との連絡体制、装備資機材の配備、突発事案発生時の措置要領等について、周到かつ適切なものとする。
- (3) 実施計画の策定に当たっては、行事の内容、人出予想、地形・地物、交通の状況、主催者の警備体制、予想突発事案等を総合的に判断し、かつ、過去の教訓等を十分活用して大きく構えること。
- (4) 部隊の配置に当たっては、著しい雑踏が予想される場所又は人の転倒しやすい場所等雑踏による事故の発生の危険性が高い場所を重点とすること。また、部隊員個々に具体的な任務を付与し、現場の状況に応じて弾力的に配備を強化すること。

5 交通規制

雑踏事故の発生が予想されるときは、予想される人出に応じて、合理的な整理対策を立て、必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制を行い、これを事前に広報して一般に徹底すること。

6 広報活動

会場及びその周辺における広報活動は、特に、危険な事態が発生し又は発生のおそれがある場合において、主催者と協力して実施し、不穏な群集心理の発現を未然に防止し、併せて事故防止上の注意を促すこと。

第3 危険事態発生時の措置

- 1 雑踏警備に際しては、主催者と連携して常時かつ組織的に参集者の動向及び雑踏密度を把握し、危険な事態が発生した場合に直ちに必要な措置を講ずることができるようにしておくこと。
- 2 参集者が過密となるなど雑踏に伴う危険が具体的に予想される状態になった場合においては、迅速的確な体制を確立して部隊を指揮し、参集者の分断、誘導、進入禁止等の措置により、参集者の圧力を緩和させて、雑踏事故の発生を防止すること。また、秩序を乱す者については、主催者に必要な措置を採らせるほか、事態に応じ、指導、警告、制止等を行うなど、事故防止の措置を採ること。
- 3 具体的に危険な事態が発生した場合は、迅速かつ的確な部隊運用、広報、交通規制等の措置により、その拡大防止を図るとともに、負傷者を救護し、事態の早期収拾に当たること。
 - (1) 部隊運用に際しては、直ちに警察力を集中させ、迅速かつ適切な現場措置を講じること。
 - (2) 広報に際しては、混乱の制止と人心の安定を図るため、主催者と連携して、速やかに状況を周知し、事故の拡大防止に対する協力を得るよう努めること。

第4 幹部の心構え等

- 1 警察署長等の幹部は、主催者に対する指導内容及び実地調査の結果を把握の上、警備要点を見極め、実施計画に反映させるとともに、当日は、警備本部において、組織的に情報を集約し、一元的な指揮を執り、部隊を的確に運用することにより、雑踏事故の未然防止に当たること。
- 2 部隊員に対しては、個々の任務を具体的に指示するとともに、群集心理の特性、受傷事故の防止等に関する教養を行い、活動要領及び関係法令の周知を図ること。